



# Human Rights Now

## Human Rights Now

東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階

Tel : +81-3-6228-1528

<http://hrn.or.jp>

[info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)

2018 年 12 月 12 日

**【声明】** ヒューマンライツ・ナウは、カチン紛争下で市民の保護を訴えた 3 名の活動家の有罪判決の撤回をミャンマー当局に求める

2018 年 12 月 7 日、3 名のカチン人活動家、ナン・プー(Nang Pu)氏、ザウ・ジェット(Zau Jet)氏、ラム・ザワン(Lum Zawng)氏(2007 年から 2013 年にかけてヒューマンライツ・ナウが支援したピースローアカデミーの元生徒でもある)が名誉棄損の刑事訴訟で有罪判決を受けた。3 名共、懲役 6 カ月の実刑判決と 500,000 チャット(約 350 米ドル)の罰金を科された。2018 年 4 月の起訴罪名はカチン紛争の停戦を呼び掛けたことと、ミャンマー政府軍に対し、紛争地帯に取り残されたカチン市民の安全な移手段の確保を要求したことである。

東京を本拠とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、ミャンマーにおいて、合法的な活動をしていた人権保護活動家に刑罰を与え、声を封じ込め、刑事制裁をミャンマー当局が利用している事態に対し強い懸念を表明する。ヒューマンライツ・ナウは、ミャンマー当局に対し、この有罪判決の撤回と、表現の自由を尊重する義務を全うすること、また、政治活動や政治的言論を統制、抑圧し、刑罰の対象とするミャンマーの刑法を改正することを要求する。

### カチン市民を守るために声を上げる

ミャンマーのカチン州では、カチン独立軍 (KIA) とミャンマー政府軍の間で 1961 年から 1994 年に起きたカチン紛争の流れを受けて、2011 年以降、武力闘争がまた激化している。

今回の有罪判決で認定された主要な罪状は 2018 年 4 月に起きた次の出来事に関する。2018 年 4 月 11 日、ミャンマー政府軍が軍事攻撃を行った影響で、同年 5 月までに紛争地帯の近くの住人、6,000 人を超えるカチン人が危険な地域に取り残される形で国内避難民(IDP)となった。この内、タナイ(Tanai)地区から逃れた約 2,000 人が、紛争地帯の中で取り残され孤立状態となり、外部との移手段が途絶えた状態は数週間に亘った。彼らは、安全地帯への移手段も救援物資へのアクセスもなく、飢餓の懸念はじめ人道危機に陥っていた。

これを受けて、ミャンマー全土で 4 月から 5 月にかけて多数のデモが起きた。カチン州の州都ミッチーナ市(Myitkyina)で起きた 4 月 30 日と 5 月 1 日のデモでは、前述の青年弁護士ラム・ザワン(Lum Zawng)氏らも演説を行った。3,000 人を超えるカチン人が、カチン紛争の停戦と、

孤立したカチン住民への支援物資の提供と安全な移動手段の確保を求めて声を上げたのだ。これに対し、ミャンマー当局はデモに参加した十数人を検挙し、デモの鎮圧を図った。

ラム・ザワン(Lum Zawng)氏らは当初、平和的な集会及び平和的な行進法(the Peaceful Assembly and Procession Act)に違反したとしてミャンマー警察に逮捕され、2018年5月に有罪判決を受け30,000チャット(約20米ドル)の罰金が課された。

これに対し、英語による罪状の詳細は確認できないものの、ミャンマーのいかなる法律や条例に照らしても、今回のようなデモに参加することに対する罰則を明確に掲げた条文は見当たらず、漠然不明確で過度に広範な法律の適用が問題となる。

その後の5月8日、ミャンマー政府軍のミョ・ミン・ウー(Myo Min Oo)中佐はミャンマー刑法500条に基づきラム・ザワン(Lum Zawng)氏とナン・プー(Nang Pu)氏 (Gender and Development Foundation ディレクター)、及びザウ・ジェット(Zau Jet)氏 (Kachin National Social Development Association 議長)に対し、前述のデモと、ミッチーナ市(Myitkyina)で行われた記者会見で発表した声明に対し名誉棄損罪を追加した。結果、2018年12月7日の有罪判決となり、3名共6カ月の懲役と500,000チャット(約350米ドル)の罰金が課された。この判決に対し、ミッチーナ市(Myitkyina)では更なるデモが発生し、2018年12月11日には約6,000人もの住民がデモに参加した。

### ミャンマーの法的義務違反

ミャンマー政府は、同国の憲法第354条(a)、及び国際人権法である世界人権宣言(UDHR)第19条に基づき表現の自由を尊重する義務がある。規約人権委員会が採択したジェネラルコメント(一般的見解)第34号では、締約国は表現の自由を広汎に制限してはならないとし、特に公共の場での議論に言及し、言論や表現の自由を禁止・制限するために名誉棄損の刑事制裁を加えてはならない(must not)と明記している。この3名に対する有罪の判決は、明らかにこれらの基準に違反している。

### ミャンマー政府による人権活動家への刑事制裁を直ちに終わらせるべき

ミャンマーは、現在、民主化に向けた過渡期にあり、その中で人権活動家の存在は必要不可欠と言える。そのような中、一連のカチン紛争だけで100,000人を超える市民が避難民となり、人道援助や失った財産の補償等を必要としている。しかしながら、同カチン州始め、ラカイン(Rakhine)州やシャン(Shan)州北部等、他の地域においてもミャンマー政府軍による重大な人権侵害が報告されている。ミャンマーの文民政権は、憲法においてミャンマー政府軍がこのような言論統制や刑事制裁を与えることを認めていない。

このような状況下では、ミャンマーの人権活動家は、現在も続く人権侵害を注意喚起する不可欠な役割を果たしている。ところが、言論や活動に刑事罰を科せば、当局が改革を求める彼らの活動に対し脅迫し、沈黙させることが可能となってしまう。

ヒューマンライツ・ナウは、ミャンマー司法当局に対し、ナン・プー(Nang Pu)氏、ザウ・ジェット(Zau Jet)氏、ラム・ザワン(Lum Zawng)氏の3名に対する有罪判決の撤回を求める。

同時に、ミャンマー政府に対し言論の自由を尊重する義務を全うし、政治活動や政治的言論を統制、抑圧、刑罰の対象とするミャンマーの刑法を改正することを要求する。